

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年五月二十四日法律第十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（略）

三（略）

四（略）

五 附則第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

六 規定及び同法第四百五十四條第一項第二号の改正規定に限る。）、第十五条、第十六条（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十条第一項第三号の改正

号）第九十条の第五項及び第二項の改正規定並びに同条第十二項の表第十八条及び第二十二條（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一

号）第二十二條の第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第十八条第一項の項及び同表第一百条第二項の項の改正規定に限る。）、の規

定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日